

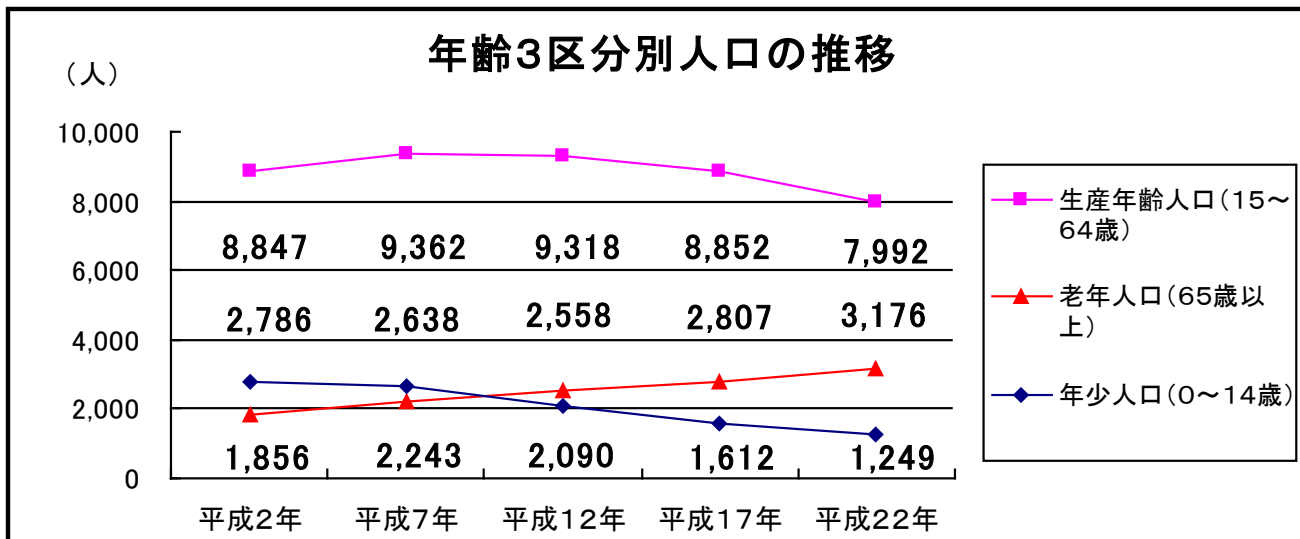
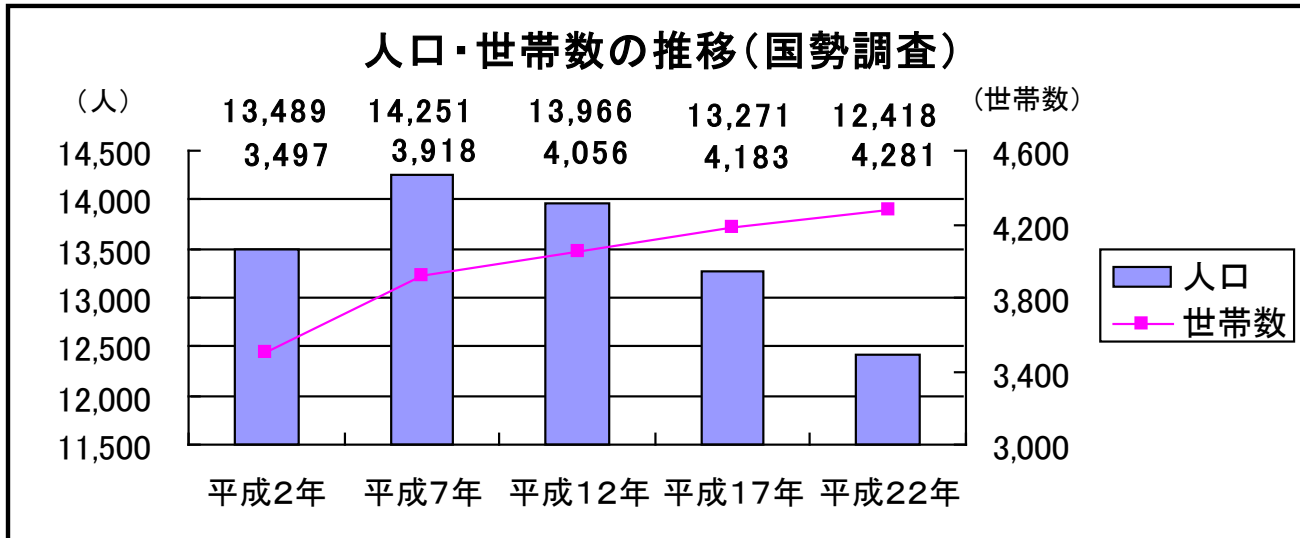
第1回ときがわ町地域福祉計画推進委員会・
地域福祉活動計画策定委員会

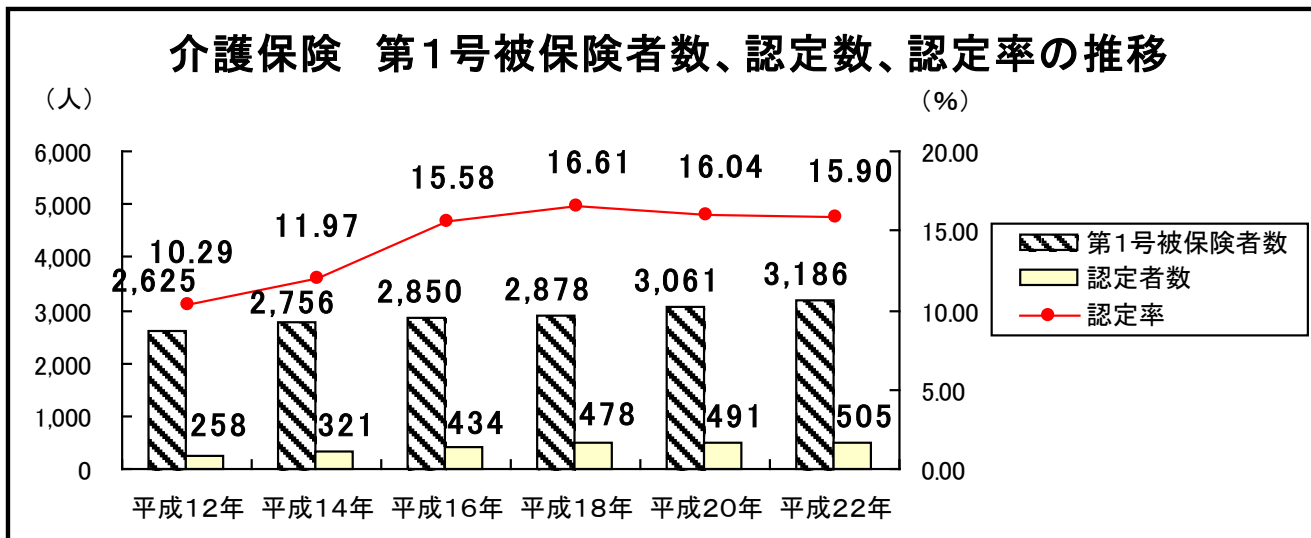
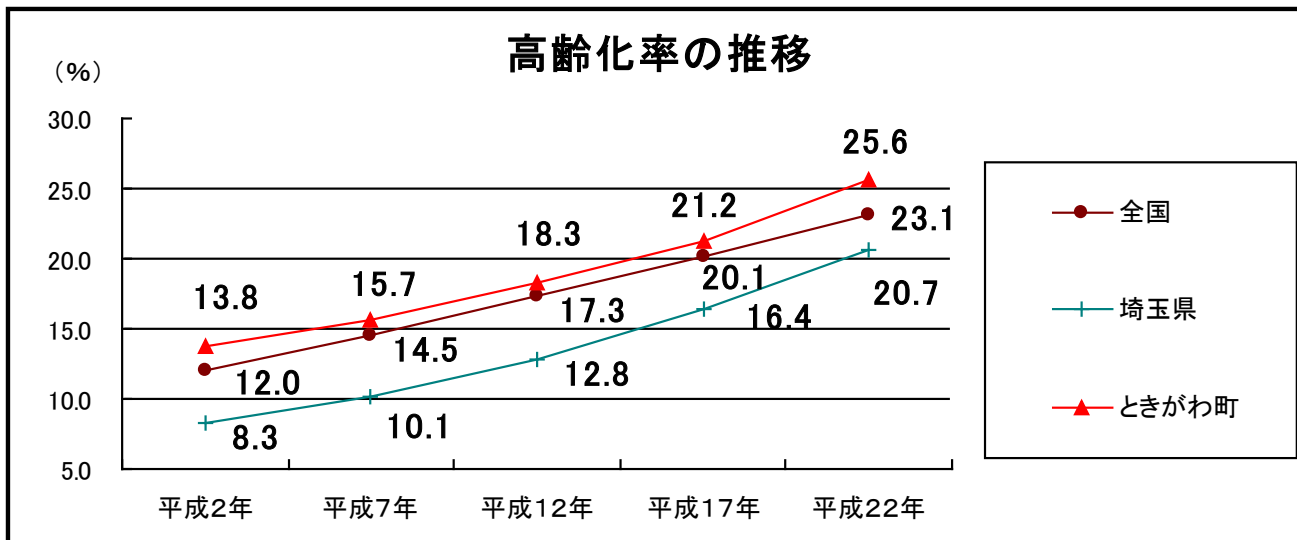


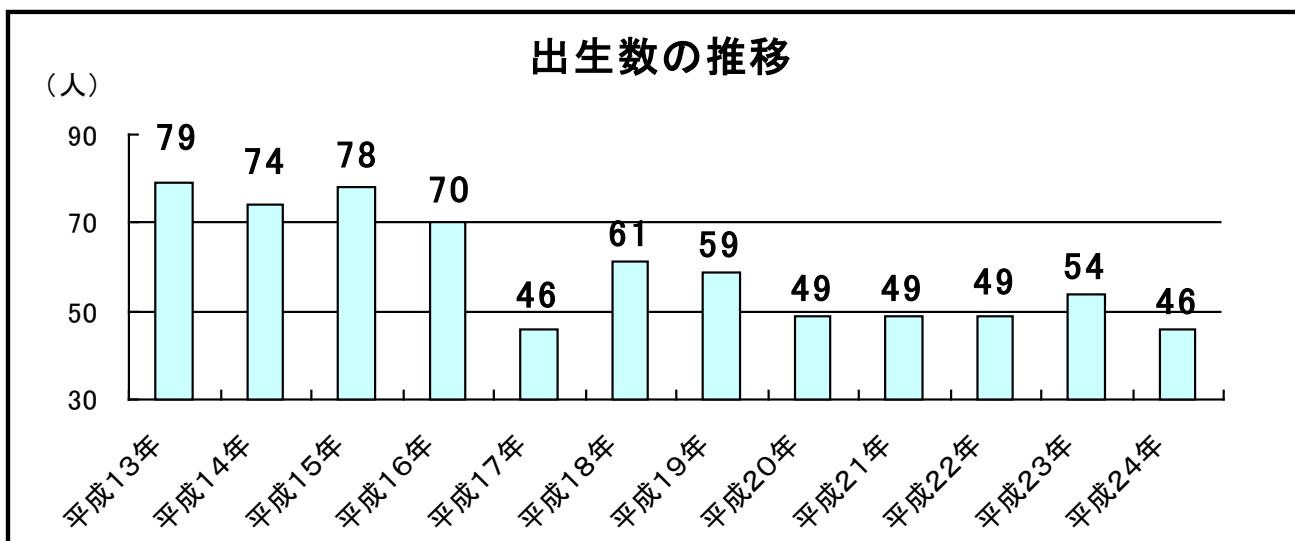
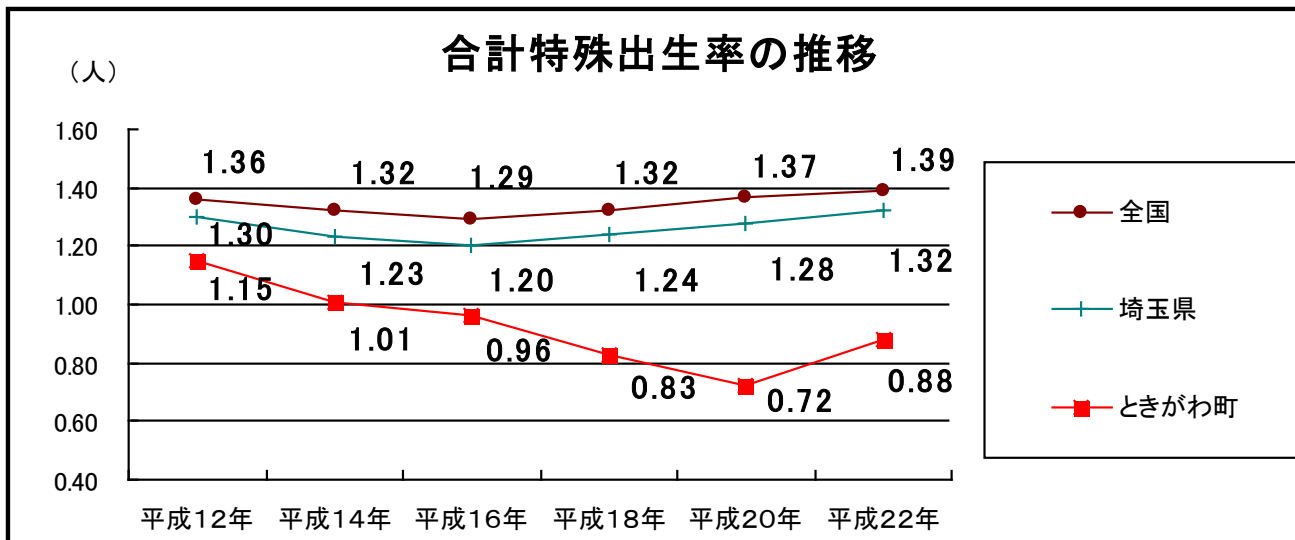
地域福祉計画の 概要について

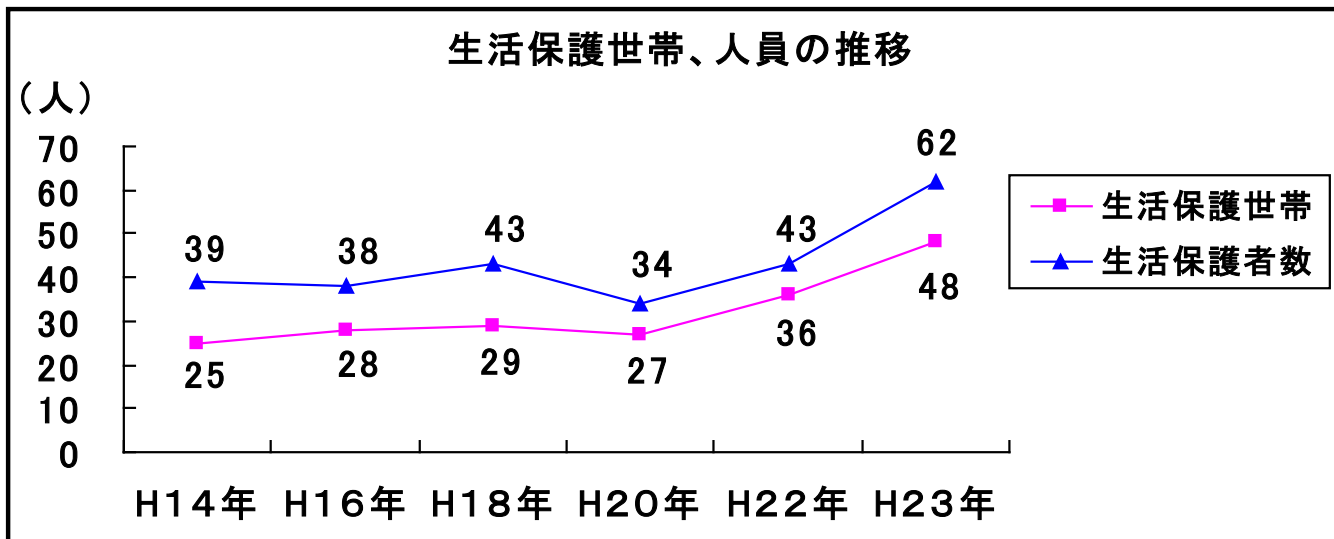
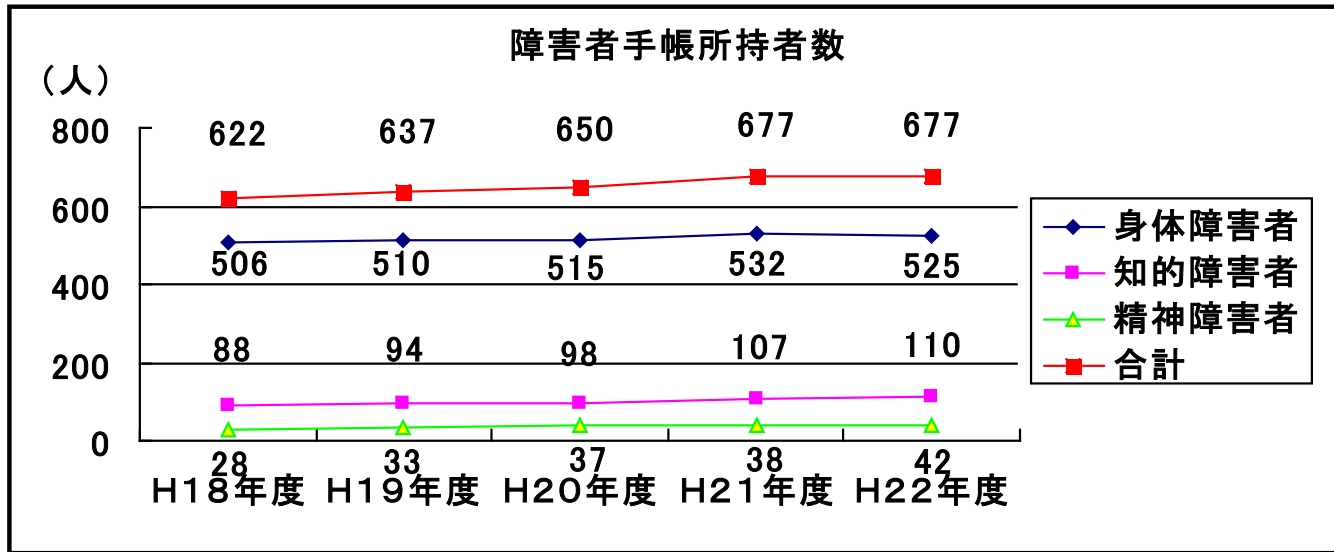
平成25年5月29日

ときがわ町の現状

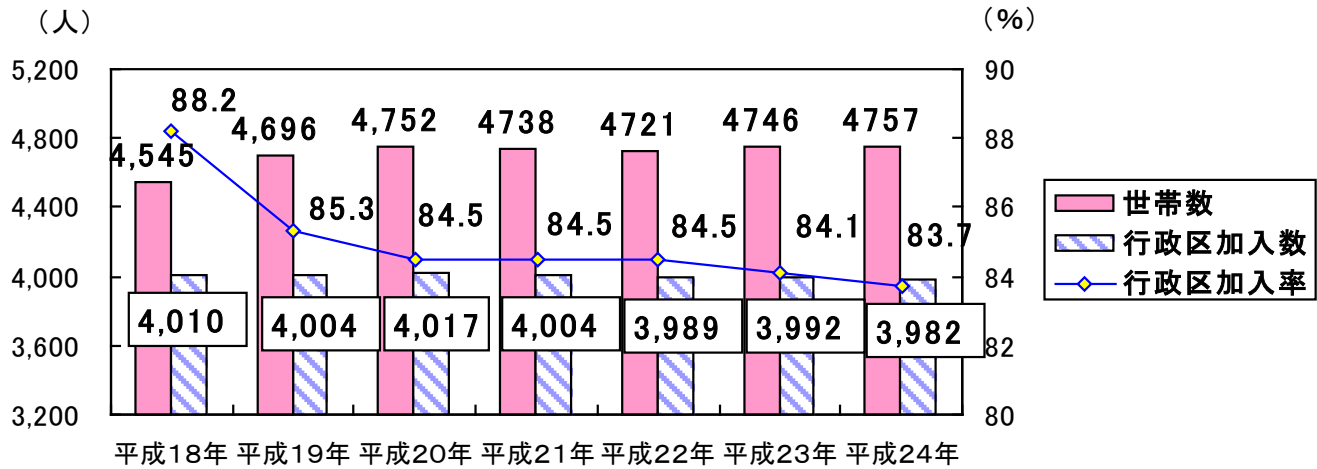




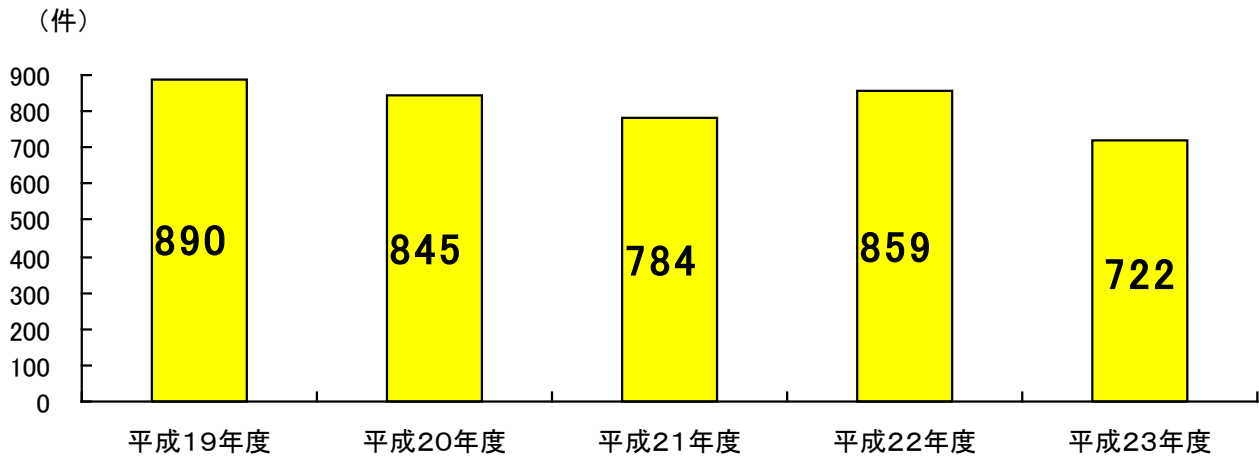


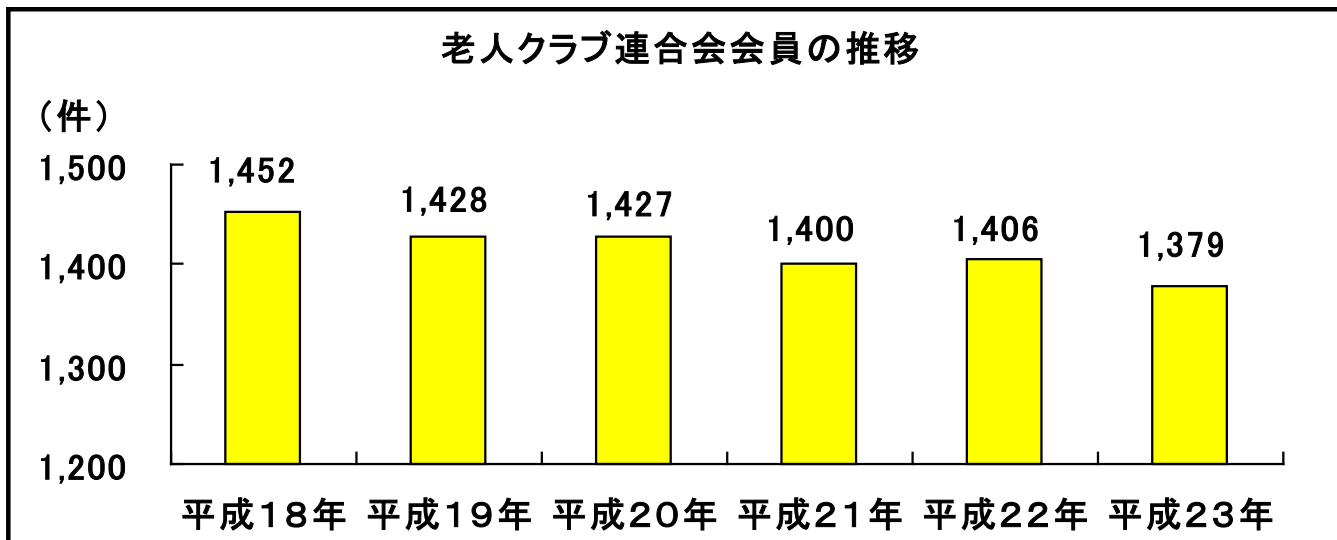
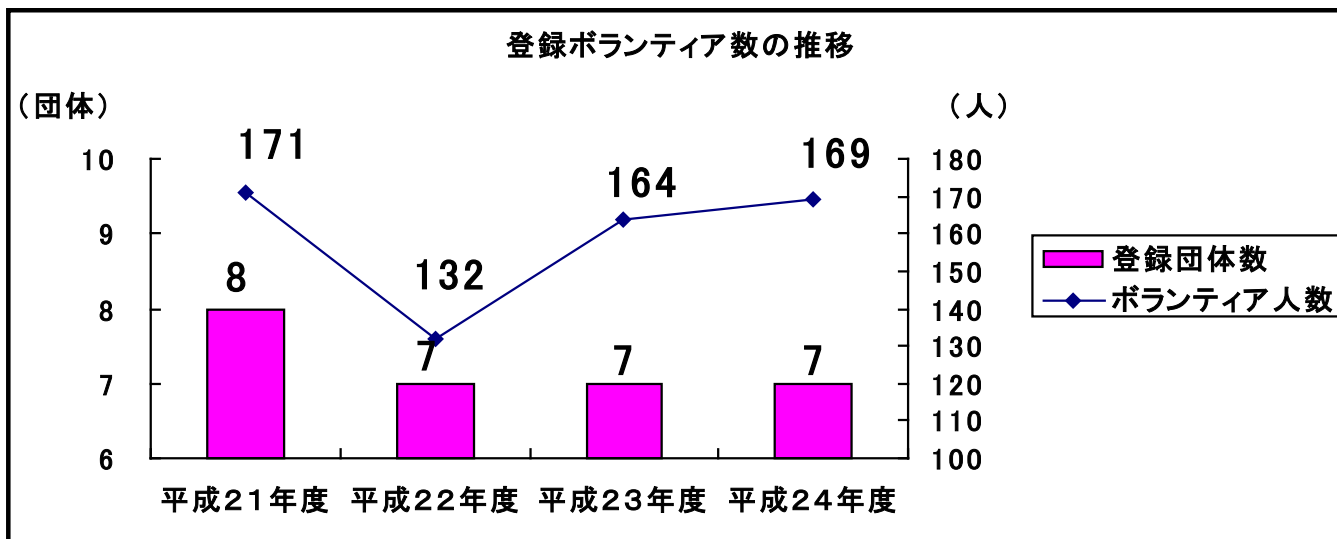


行政区加入率の推移



民生委員・児童委員の相談・支援件数





ごあいさつ

ときがわ町が誕生して7年が経過しました。この間、本町では住民の皆様が、安心して暮らせる町を目指して各種事業を展開して参りました。

しかしながら、今私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。深刻化する過疎化や少子高齢化の到来、高齢者世帯の増加や住民同士の「きずな」が薄れつつあるなど、地域では様々な課題が生じています。

このため、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域に住む人たちははじめ、様々な活動主体が協働して地域づくりを進めていく仕組みが求められています。

このような状況を背景に、ときがわ町地域福祉計画は、「ともに 支え合い 助け合い 優しさを実感できる まちづくり」を基本理念とし、平成23年度と平成24年度の2か年をかけて策定いたしました。本計画にある、住民・地域・団体・事業者、行政が「自助」「共助」「公助」の役割を再確認し、取組みを進めることが重要と考えます。住民の皆様には、本計画の目的をご理解いただき、「住んでみたい」「住んで良かった」と心から思える町、地域にしていだきますよう、一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたりまして、ご尽力を賜りました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、住民懇談会で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様、アンケート調査、団体ヒアリングにご協力いただきました住民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

ときがわ町長 関 口 定 男



地域福祉とは

今地域には、ひとり暮らしの高齢者、介護や子育てに悩んでいる家庭の問題等が山積みとなっています。もちろん行政サービスでしか解決できないこともあります。近所の人気がかけたり、見守ったりしていくことで解決できる問題もたくさんあります。

一人ひとりが自立を基本としながらも、地域の「きずな」や、共に支え合い、助け合うという気持ちを持つことや、さらに、これまで行われてきた住民自身によるボランティア活動や、事業者による福祉サービス、また、NPOによる活動なども含め、地域の中で大きなネットワークをつくっていくことが大切です。

本町で暮らすすべての人が地域で生活の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで助け合い、協力する。この「自助」「共助」「公助」を踏まえた、地域の助け合いによる福祉、これが地域福祉なのです。

地域福祉とは

今地域には、ひとり暮らしの高齢者、介護や子育てに悩んでいる家庭の問題等がある。

行政サービスだけでは解決できないことがある。

近所の人気がかけたり、見守ったりして解決できることがある。

そうした問題をまず、個人や家庭が解決し（自助）、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し（共助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）。「自助」、「共助」、「公助」の仕組みづくりを地域でつくっていくことが必要。

これからは住民・地域・行政が対等に協力し合う時代へ



計画の基本理念・基本目標

基本理念

ともに 支え合い 助け合い
優しさを実感できる まちづくり

基本目標

1

支え合い・助け合いの人づくり

地域福祉を推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える人、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などの支援、活動やグループづくりを促進する「人」づくりが非常に重要となることから、その基盤づくりを進めます。

基本目標

2

人・地域のきずなづくり

その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。交流やふれあいを通じて住民すべての参画のもとで豊かな「きずな」を育む地域づくりを目指します。

基本目標

3

安全・安心な仕組みづくり

住民が福祉意識を高め、地域の福祉課題を共有し、住民が主体となって様々な団体と一緒に課題を解決していく中で、地域のあり方を考え、安心して暮らせる「仕組み」づくりを進めます。

基本理念

ともに 支え合い 助け合い
優しさを実感できる
まちづくり

※理念とは⇒物事に対して、こうあるべきだという根本の考え

基本目標

基本目標 1

支え合い・助け合いの人づくり

基本目標 2

人・地域のきずなづくり

基本目標 3

安全・安心な仕組みづくり

基本目標 3

安全・安心な仕組みづくり

1. 情報提供・相談体制の充実

住民は地域で相談できる人を見つけ、行政は相談機関や地域の相談窓口について、住民に周知するとともに利用を促します。

2. 福祉サービスの適切な利用の支援

住民は行政やサービスを提供する事業者などに対して、意見や要望などを積極的に伝え、行政は分かりやすい情報提供に努めます。

◎3. 日常の見守り・助け合い

住民や地域では人と人との心のつながりを深め、毎日をさわやかに過ごすために声かけやあいさつをしましょう。行政は声かけやあいさつ運動を推進します。



あいさつ運動

◎4. 災害時の助け合い

(2) 地域ぐるみの防犯・防災活動の促進

住民は日頃から防犯・防災に対する意識を高め、地域で支え合う活動に参加し、地域では子どもや高齢者などに声かけて見守り活動をしましょう。行政はときがわ町地域防災計画などに基づき、自主防災組織の育成や防災対策などを推進します。



炊き出し訓練

5. 権利擁護の推進

住民は制度の内容について理解を深め、行政は制度の普及啓発を図ります。

計画の体制

地域福祉計画は「住民」の参加により作られた計画です。

住民参加の仕組み

- (1) ときがわ町地域福祉計画策定委員会の開催(9回)
- (2) ときがわ町地域福祉計画策定連絡委員会の開催(7回)
(役場等庁内組織)
- (3) 住民アンケート調査(小5、中2、保育園児保護者、40歳以上等)
- (4) 住民懇談会(住民参加)の開催(9会場、計165名参加)
- (5) 関係団体ヒアリングの実施(14団体)
- (6) パブリック・コメントの実施(平成24年10月)
- (7) その他

策定にあたっては、埼玉県及び先進市町の計画策定を参考
(埼玉県職員出前講座、視察等)



住民懇談会

基本目標 3

1. 情報提供・相談体制の充実
2. 福祉サービスの適切な利用の支援
- ◎3. 日常の見守り・助け合い
- ◎4. 災害時の助け合い
5. 権利擁護の推進

計画の体制

- ・ 策定委員会 (9回)
- ・ 住民アンケート調査
- ・ 住民懇談会 (9会場)
- ・ 関係団体ヒアリング
- ・ パブリック・コメント

ときがわ町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	関係団体を代表するもの	小島 忠一	ときがわ町障害者福祉会	
2	〃	佐伯 頼栄	ときがわ町PTA連合会	～H23.7.27
3	〃	笹川 正夫	〃	H23.7.28～
4	〃	堀口 宏	ときがわ町区長会	委員長
5	〃	内田 君子	ときがわ町ボランティア団体	
6	関係機関を代表するもの	村田 文雄	ときがわ町老人クラブ連合会	
7	〃	長島 一雄	ときがわ町社会福祉協議会	副委員長
8	〃	島田 次郎	ときがわ町民生委員・児童委員協議会	
9	〃	佐藤 稔	社会福祉法人いずみ会 千樹の里	
10	〃	栗原 静子	NPO法人ゆうゆうの会	
11	〃	小野田八郎	ときがわ町商工会	
12	学識経験者	前田 泉	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 皆光園	
13	〃	西澤 明彦	ときがわ町教育委員会	
14	〃	荻野 勝治	ときがわ町社会教育委員会	
15	公募委員	須永 貞雄	公募委員	
16	〃	吉田 千代	公募委員	

ときがわ町地域福祉計画アンケート調査回収結果集計表

	対 象	依頼方法	依頼数	回収数	回収率
1	保育園児の保護者	はなぞの保育園、玉川保育園、平保育園に依頼	265	137	51.7%
2	小学校5年生	玉川小学校、明覚小学校、萩ヶ丘小学校に依頼	107	102	95.3%
3	中学校2年生	玉川中学校、都幾川中学校に依頼	98	92	93.9%
4	40歳から69歳	無作為抽出	300	125	41.7%
5	75歳以上の世帯	民生委員に依頼	189	173	91.5%
	計		1096	629	57.4%

ときがわ町地域福祉計画住民懇談会参加者数

	日 時	場 所	区長	民生・児童委員	策定委員	議員	その他	計
1	平成23年9月26日（月）	玉川公民館	1	2	2	1	10	16
2	9月29日（木）	春 和 分 館	2	3	1	0	5	11
3	10月4日（火）	日 影 分 館	2	2	0	0	13	17
4	10月6日（木）	番匠文化センター	5	2	1	2	9	19
5	10月11日（火）	せせらぎホール 会議室	4	5	1	0	16	26
6	10月18日（火）	瀬戸公民館	1	3	0	0	5	9
7	10月20日（木）	勤労者福祉会館 （建具会館2階）	3	5	0	2	17	27
8	10月25日（火）	大柵 生活改善センター	4	2	0	3	9	18
9	10月27日（木）	柵平 文化センター	2	1	0	1	18	22
	参 加 者 計		24	25	5	9	102	165

各地区意見集約

集 計 結 果		玉川公民館	春和分館	日影分館	番匠文化センター	せせらぎホール	瀬戸公民館	勤労者福祉会館	大柵生活改善センター	柵平文化センター	計
1	居住(過疎化、空き家対策)	1	8	1	1			5	2	3	21
2	環境	1			1		1	2			5
3	安全(日々の安全)	6	2	3	2	5	7	3	5	5	38
4	交通(バス・道路関係)		8			5	5	10	4	4	36
5	社会参加(行事への参加)	1	1	4	13	1	2	2	1	4	29
6	教育(学校関係)	1	3	3							7
7	保健(健康維持)				1		1	2			4
8	福祉(福祉制度)	9	1	5	3	8	6	5	4	2	43
9	情報(アピールの必要)		2	1	2	3	4	6		2	20
10	意思疎通(住民同士の話し合い及び場の必要性)	3	7	11	11	10	1	11	9	7	70
11	医療(医療関係)			1			1				2
12	仕事・雇用(働く場の必要性)		2							1	3
13	その他	2	4	2	5	9	3	13		2	40
計		24	38	31	39	41	31	59	25	30	318

調査実施団体一覧

下記14団体を対象に、調査票の配布とヒアリングを実施した。

【調査票回収：14団体、ヒアリングの実施：14団体】

■調査実施団体一覧

	団 体 名
1	特定非営利活動法人 ゆうゆうの会
2	特定非営利活動法人 ふきのとう
3	特定非営利活動法人 ふれあい福祉会
4	社会福祉法人いずみ会 千樹の里
5	ときがわ町民生委員・児童委員協議会
6	特別支援学校保護者 ひまわりの会
7	ときがわ町愛育班
8	ときがわ町子育てサポーターの会
9	かわせみ会
10	ときがわ町老人クラブ連合会
11	ときがわ町シルバー人材センター
12	ときがわ町商工会
13	ときがわ町社会福祉協議会
14	ときがわ町障害者福祉会

II 調査の結果

ときがわ町において活動する団体について、調査票とヒアリングで調査したことを下記5項目に分類した。

【調査分類項目】

1. 活動を行ううえで困っていること・課題について
2. ときがわ町の福祉に関わる課題について
3. 課題解決のために、団体が取り組むべきことについて
4. 課題解決のために、町が取り組むべきことについて
5. 地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて

地域福祉の現状と課題のまとめ

課題解決に向けての取組みの方向として、次のように3つの基本目標を定めます。

- 課題 1. 地域で助け合える担い手がほしい
- 課題 2. ボランティアの活動の推進
- 課題 3. 知識と経験を地域福祉活動に生かす
- 課題 4. 住民交流を図り、地域の付き合いを深める



【基本目標 1】
支え合い・助け合
いの人づくり

- 課題 1. ふれあえる場がほしい(地域の拠点づくり)
- 課題 2. 地域の連帯感を高めるための取組み
- 課題 3. サロン活動の充実
- 課題 4. きずなを深めるつどう場が必要



【基本目標 2】
人・地域のきずな
づくり

- 課題 1. 住民、行政区等の地域組織、事業者、行政などそれぞれの役割を明確にし、支え合う体制をつくる取組み
- 課題 2. 福祉サービスの充実
- 課題 3. 子どもや高齢者などの見守り活動
- 課題 4. 災害時の不安解消や緊急時の対応が大切
- 課題 5. 本人の権利を守り、安心して生活できることが重要



【基本目標 3】
安全・安心な仕組
みづくり

これからは住民・地域・行政が対等に協力し合う時代へ



計画の基本理念・基本目標

基本理念 ともに 支え合い 助け合い
優しさを実感できる まちづくり

基本目標 1 支え合い・助け合いの人づくり

地域福祉を推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える人、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などの支援、活動やグループづくりを促進する「人」づくりが非常に重要となることから、その基盤づくりを進めます。

基本目標 2 人・地域のきずなづくり

その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働しながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。交流やふれあいを通じて住民すべての参画のもとで豊かな「きずな」を育む地域づくりを目指します。

基本目標 3 安全・安心な仕組みづくり

住民が福祉意識を高め、地域の福祉課題を共有し、住民が主体となって様々な団体と一緒に課題を解決していく中で、地域のあり方を考え、安心して暮らせる「仕組み」づくりを進めます。

基本理念

ともに 支え合い 助け合い
優しさを実感できる
まちづくり

※理念とは⇒物事に対して、こうあるべきだという根本の考え

基本目標

基本目標 1
支え合い・助け合いの人づくり

基本目標 2
人・地域のきずなづくり

基本目標 3
安全・安心な仕組みづくり

基本目標

1

支え合い・助け合いの人づくり

※◎については重点的な取組み

1. 地域福祉の担い手の育成

住民は自分の持っている知識や技術を地域活動に活かし、行政は地域福祉を担う人材育成を支援します。

◎2. ボランティア活動の推進

住民はボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動、講座に参加し、行政や社会福祉協議会は、ボランティアの育成や養成講座など活動を支援します。



ボランティア活動

◎3. 高齢者等の社会参加

住民は今まで培ってきた、知識と経験を地域福祉活動に活かし、地域では生活している高齢者や定年退職者に声をかけ、地域福祉活動に参加を促しましょう。行政は地域社会へ貢献できるようにボランティア活動などを支援します。



ウォーキングパトロール

4. 地域福祉にたずさわる団体との協働

住民は地域福祉活動に積極的に参加し、行政は地域福祉の取組みに対して支援します。

基本目標

2

人・地域のきずなづくり

1. ふれあいの拠点づくり

住民はサロン活動を活性化するため企画を提案、地域ではサロン活動への参加を促しましょう。行政は地域での新しいふれあいの関係を築き、様々な福祉ニーズに対応する集いの場、憩いの場づくりを支援します。

2. 地域でつくる交流の場づくり

住民は誘い合って地域活動に参加し、行政は地域の交流の企画について支援をします。

◎3. サロン活動の充実

住民はサロン活動を活性化するため企画を提案、地域ではサロン活動への参加を促しましょう。行政は地域での新しいふれあいの関係を築き、様々な福祉ニーズに対応する集いの場、憩いの場づくりを支援します。



ふれあいサロン

◎4. 地域と行政等の連携

住民は行事などに積極的に参加し、地域では子どもと高齢者との交流を通して、様々な知識や経験などを教わります。これは高齢者自身の生きがいにもつながります。

高齢者との交流やふれあいを大切にしましょう。行政は地域と行政等の連携した取組みを支援します。



ふれあいサロン(保育園児との交流)

基本目標 1

1. 地域福祉の担い手の育成
- ◎2. ボランティア活動の推進
- ◎3. 高齢者等の社会参加
4. 地域福祉にたずさわる団体との協働

基本目標 2

1. ふれあい拠点づくり
2. 地域でつくる交流の場づくり
- ◎3. サロン活動の充実
- ◎4. 地域と行政等の連携

基本目標 3

安全・安心な仕組みづくり

1. 情報提供・相談体制の充実

住民は地域で相談できる人を見つけ、行政は相談機関や地域の相談窓口について、住民に周知するとともに利用を促します。

2. 福祉サービスの適切な利用の支援

住民は行政やサービスを提供する事業者などに対して、意見や要望などを積極的に伝え、行政は分かりやすい情報提供に努めます。

◎3. 日常の見守り・助け合い

住民や地域では人と人との心のつながりを深め、毎日をさわやかに過ごすために声かけやあいさつをしましょう。行政は声かけやあいさつ運動を推進します。



あいさつ運動

◎4. 災害時の助け合い

(2) 地域ぐるみの防犯・防災活動の促進

住民は日頃から防犯・防災に対する意識を高め、地域で支え合う活動に参加し、地域では子どもや高齢者などに声かけて見守り活動をしましょう。行政はときがわ町地域防災計画などに基づき、自主防災組織の育成や防災対策などを推進します。



炊き出し訓練

5. 権利擁護の推進

住民は制度の内容について理解を深め、行政は制度の普及啓発を図ります。

計画の体制

地域福祉計画は「住民」の参加により作られた計画です。

住民参加の仕組み

- (1) ときがわ町地域福祉計画策定委員会の開催(9回)
- (2) ときがわ町地域福祉計画策定連絡委員会の開催(7回)
(役場等庁内組織)
- (3) 住民アンケート調査(小5、中2、保育園児保護者、40歳以上等)
- (4) 住民懇談会(住民参加)の開催(9会場、計165名参加)
- (5) 関係団体ヒアリングの実施(14団体)
- (6) パブリック・コメントの実施(平成24年10月)
- (7) その他

策定にあたっては、埼玉県及び先進市町の計画策定を参考
(埼玉県職員出前講座、視察等)



住民懇談会

基本目標 3

1. 情報提供・相談体制の充実
2. 福祉サービスの適切な利用の支援
- ◎3. 日常の見守り・助け合い
- ◎4. 災害時の助け合い
5. 権利擁護の推進

計画の体制

- ・ 策定委員会 (9回)
- ・ 住民アンケート調査
- ・ 住民懇談会 (9会場)
- ・ 関係団体ヒアリング
- ・ パブリック・コメント

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。

また、ときがわ町総合振興計画を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野の福祉計画(高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画、第2次障害者計画・障害福祉計画、次世代育成支援行動計画など)を横断的につなげ、地域福祉の理念や施策の方向性を明示し、地域における展開を総括するものです。したがって、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らすすべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための基本計画となります。

計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度として平成29年度までの5か年計画とします。また、必要に応じて見直しをしていきます。

計画期間

平成25年度～29年度(5年間)
(平成28～29年度見直し)



平成25年3月

発行●ときがわ町

企画・編集●ときがわ町福祉課 社会福祉担当

〒355-0395 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2490
TEL. 0493-65-1521(代表)FAX. 0493-65-3796

計画の位置づけ

- ・社会福祉法第107条
- ・ときがわ町総合振興計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、次世代育成支援行動計画などを横断的につなげ、地域における展開を総括する計画。

計画の期間

計画期間 平成25年度
～
平成29年度

【5か年計画】